

平成26年伯耆町
第4回定例会

条例等議案説明資料概要



平成26年9月

伯耆町 総務課

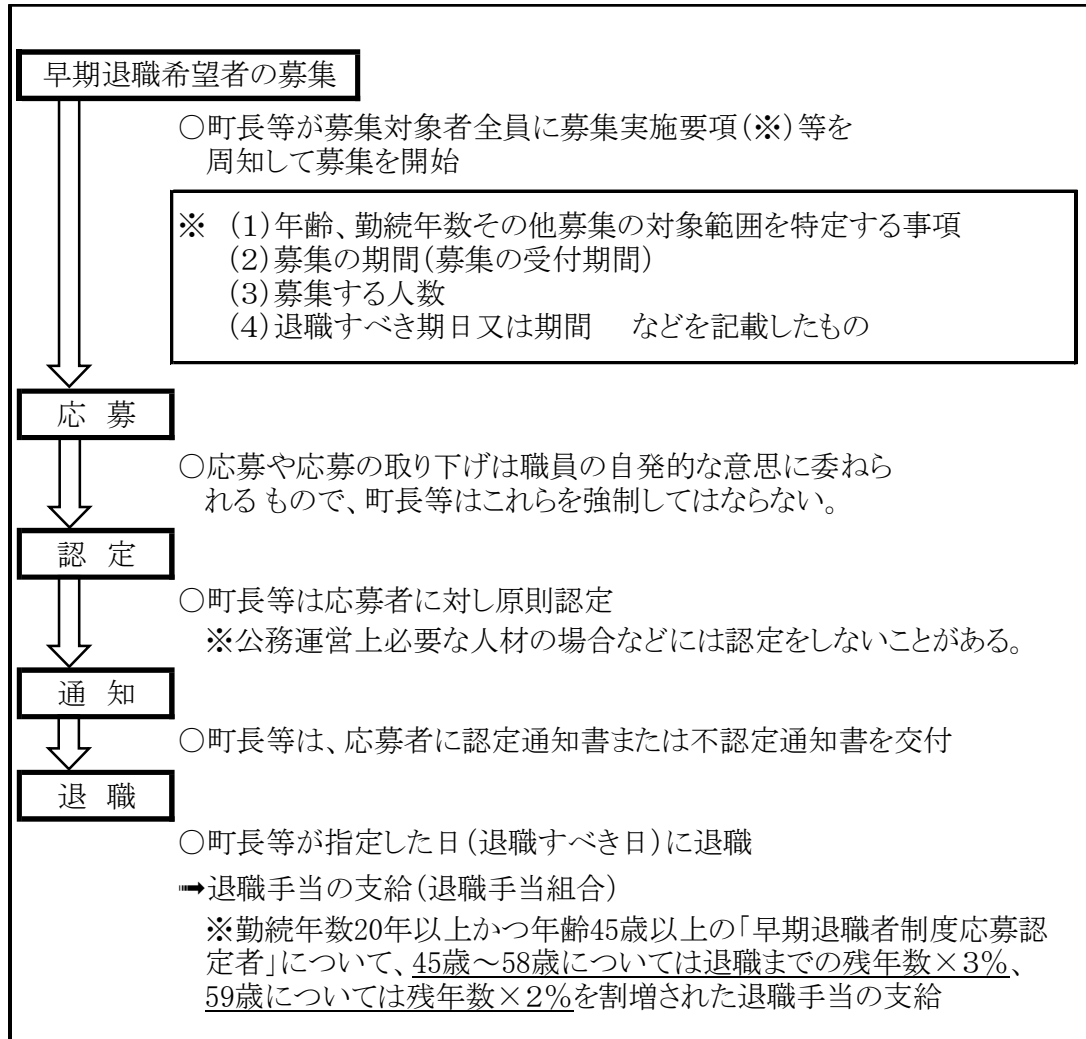
議案番号 68	伯耆町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の制定について
------------	--------------------------------

(提案理由及び概要)

1. 理由

国家公務員退職手当法の改正により、勸奨制度が廃止され、早期退職者募集制度が導入された。これに伴い、本町でも現行の勸奨制度を廃止し、組織の活性化及び効率的な行政運営の確保に向けて、45歳以上（定年60歳）の職員を対象に、透明性の確保された早期退職募集制度を導入する。

2. 概要



3. 施行期日

平成26年10月1日

議案番号 69	伯耆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について															
(提案理由及び概要)																
1. 制定理由	<p>子ども・子育て関連3法成立による改正後の児童福祉法では、家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)は市町村の認可事業とされ、国が省令で定める基準を踏まえて設備及び運営に関する基準を、市町村が条例により定めることとされたため本条例を制定するものである。(児童福祉法第34条の16第1項)</p>															
2. 条例の趣旨等	<p>改正後の児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、伯耆町の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもので、乳幼児が適切な環境において、訓練を受けた職員から保育の提供を受けることにより、心身とも健やかに育成されることを目指すもので、家庭的保育事業者は、この基準を、遵守する必要がある。</p> <p>この基準を定めるにあたっては、家庭的保育事業等の4つの類型ごとに国が示した「従うべき基準」及び「参酌する基準」を踏まえることとされており、本町は国が定めた基準のとおり定める。</p> <p>※従うべき基準: 条例の内容を直接拘束する必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めることはゆるされないもの</p> <p>※参酌する基準: 自治体が、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許されるもの</p>															
3. 条例の概要 (各類型及び事項別の詳細は次項から記載)	<p>○総則(各家庭的保育事業等に共通の事項について規定)</p> <p>○家庭的保育事業(家庭的保育事業の設備、職員、保育の内容等について規定)</p> <p>○小規模保育事業(小規模保育事業の区分、A～C型の設備、職員、保育内容等について規定)</p> <p>・通則 ・小規模保育事業A型 ・小規模保育事業B型 ・小規模保育事業C型</p> <p>○居宅訪問型保育事業(居宅訪問型保育事業の対象、設備、職員、保育の内容等について規定)</p> <p>○事業所内保育事業(事業所内保育事業の利用定員、設備、職員、保育内容等について規定)</p>															
4. 施行期日	<p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。</p>															
5. その他参考	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設・事業</th> <th>認可の権限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">教育・保育施設</td> <td>認定こども園</td> <td rowspan="3">鳥取県</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域型保育事業 (=家庭的保育事業等)</td> <td>家庭的保育</td> <td rowspan="4">伯耆町 (条例制定)</td> </tr> <tr> <td>小規模保育</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育</td> </tr> </tbody> </table>			施設・事業	認可の権限	教育・保育施設	認定こども園	鳥取県	幼稚園	保育所	地域型保育事業 (=家庭的保育事業等)	家庭的保育	伯耆町 (条例制定)	小規模保育	居宅訪問型保育	事業所内保育
	施設・事業	認可の権限														
教育・保育施設	認定こども園	鳥取県														
	幼稚園															
	保育所															
地域型保育事業 (=家庭的保育事業等)	家庭的保育	伯耆町 (条例制定)														
	小規模保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育															

議案番号 70	伯耆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について																	
(提案理由及び概要)																		
1. 制定理由	<p>子ども・子育て新制度においては、事業者が「施設型給付」又は「地域型保育給付」の支給対象となるためには、教育・保育施設又は地域型保育事業の認可とあわせ、<u>市町村から施設及び事業の類型に即して給付対象となるかどうかの確認を受けることが必要となっている。</u>(この確認を受けた施設を「特定教育・保育施設」又は「特定地域型保育事業者」という。)</p> <p>子ども・子育て支援法では、市町村が、子ども・子育て支援法及び内閣府令で定められた基準を踏まえて、その人員、設備、運営等に関する基準を、条例で定めなければならないこととされているため、本条例を制定するものである。(子ども・子育て支援法第34条第2項及び46条第2項)</p>																	
2. 条例の趣旨等	<p>特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法第34条第3項及び特定地域型保育事業に係る法第46条第3項の規定に基づき、内閣府令で定める基準を踏まえて、施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものである。</p> <p>この基準を定めるにあたっては、内閣府令で国が示した「従うべき基準」及び「参酌する基準」を踏まえることとされており、本町は国が定めた基準のとおり定める。</p> <p>※従うべき基準: 条例の内容を直接拘束する必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されないもの</p> <p>※参酌する基準: 自治体が、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許されるもの</p>																	
3. 条例の概要 (事項別の詳細は次項から記載)	<p>○総則(趣旨、用語の定義、事業者の一般原則を規定)</p> <p>○特定・教育保育施設の運営に関する基準</p> <p>・利用定員に関する基準 ・運営に関する基準 ・特例施設型給付費に関する基準</p> <p>○特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>・利用定員に関する基準 ・運営に関する基準 ・特例地域型保育給付費に関する基準</p>																	
4. 施行期日	子ども・子育て支援法施行の日から施行する。																	
5. その他参考	<table border="1" data-bbox="352 1303 1189 1590"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設・事業</th> <th>認可の権限</th> <th>確認の権限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">教育・保育施設(施設型給付)</td> <td>認定こども園</td> <td rowspan="3">鳥取県</td> <td rowspan="6">伯耆町 (条例制定)</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域型保育事業(地域型保育給付)</td> <td>家庭的保育</td> <td rowspan="3">伯耆町</td> </tr> <tr> <td>小規模保育</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育 事業所内保育</td> </tr> </tbody> </table>				施設・事業	認可の権限	確認の権限	教育・保育施設(施設型給付)	認定こども園	鳥取県	伯耆町 (条例制定)	幼稚園	保育所	地域型保育事業(地域型保育給付)	家庭的保育	伯耆町	小規模保育	居宅訪問型保育 事業所内保育
	施設・事業	認可の権限	確認の権限															
教育・保育施設(施設型給付)	認定こども園	鳥取県	伯耆町 (条例制定)															
	幼稚園																	
	保育所																	
地域型保育事業(地域型保育給付)	家庭的保育	伯耆町																
	小規模保育																	
	居宅訪問型保育 事業所内保育																	

議案番号 71	伯耆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 制定理由	子ども・子育て関連3法の成立による、改正後の児童福祉法により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について、市町村が条例で定めなければならないこととされたことから、本条例を制定するものである。(児童福祉法第34条の8の2第1項)
2. 条例の趣旨等	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、国が省令により示した「従うべき基準」及び「参酌する基準」を踏まえて定めることとされている(同条第2項)。本町は国の基準のとおり定める。</p> <p>※従うべき基準: 条例の内容を直接拘束する必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されないもの</p> <p>※参酌する基準: 自治体が、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許されるもの</p>
3. 条例の概要 (事項別の詳細は次項から記載)	<ul style="list-style-type: none"> ○総則(趣旨、用語の定義等を規定) ○放課後児童健全育成事業の一般原則 ○設備の基準 ○職員(職員の配置基準、資格等を規定) ○開所時間及び日数等(休業日及び休業日以外の日の開所時間及び年間開所日数の基準を規定)
4. 施行期日	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

提出課：総務課

議案番号 72	伯耆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	日光保育所の閉鎖に伴い、所要の改正を行うもの。
2. 概要	当該条例の別表中、日光保育所を削除するもの
3. 施行期日	公布の日から

提出課：住民課

議案番号 73	伯耆町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	軽自動車税について、地方税法の改正に伴い、税率の改正を行った車種との均衡を図るため、町が区分を設けて税率を定めている小型特殊自動車と雪上車の税率について改正を行う。
2. 概要	《軽自動車税の見直し》 ○軽自動車で専ら雪上を走行するもの、小型特殊自動車で農作業用のもは1.5倍 小型特殊自動車でその他のものは、約1.25倍に引上げる。 (例)軽自動車で専ら雪上を走行するもの 2,400円(現行)→ 3,600円(改正後) 小型特殊自動車で農作業用のもの 1,600円(現行)→ 2,400円(改正後) 小型特殊自動車でその他のもの 4,700円(現行)→ 5,900円(改正後)
3. 施行期日	公布の日から

議案番号 74	伯耆町医療費助成条例及び伯耆町特別医療費助成条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由</p> <p>①「母子及び寡婦福祉法」が改正され、平成26年10月から、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が施行されることに伴い、法令名及び関係条文を改正する。</p> <p>②「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が改正され、平成26年10月から、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」が施行されることに伴い、法令名を改正する。</p> <p>2. 概要</p> <p>①引用する根拠法令名を「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めると同時に、引用する条項の移動等が生じるため、当該条項を改める。</p> <p>②引用する根拠法令名を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。</p> <p>3. 施行期日 平成26年10月1日</p>	

議案番号 75	伯耆町福祉事務所設置条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由</p> <p>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）が一部改正され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、伯耆町福祉事務所設置条例の一部を改正する。</p> <p>2. 概要</p> <p>第3条の所管事務を定める根拠法の内、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。</p> <p>3. 施行期日 平成26年10月1日</p>	

議案番号 76	損害賠償の額を定める専決処分について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 平成26年8月12日、伯耆町溝口地内において、町道溝口中央線の側溝に掛けてあるグレーチングを車両が巻き込み、当該車両の一部が破損した事故について、損害賠償の額を専決処分により定めたもの。</p> <p>2. 専決処分の内容</p> <p> (1) 損害賠償の相手方 伯耆町在住個人</p> <p> (2) 損害賠償額 181, 109円 (内訳) 相手方の自動車の修繕に係る賠償の金額(町の過失割合:6割)</p> <p> (3) 専決処分日 平成26年8月27日</p>	